

## 第9章 協力及び応援

### 1 地元民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防のため止むを得ない必要がある時は該当水防管理団体の区域に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(法第24条)

### 2 警察官の応援

水防管理者は水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

### 3 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長もしくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限り、その求めに応じ応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

(法第23条)

### 4 協 定

あらかじめ応援を求める水防管理団体は法第23条の規定により応援が円滑、迅速に遂行できるよう協定しておくものとする。

### 5 指 導

水防支部長、消防機関の長、警察署長は管轄区域内の水防管理団体と密接な連絡を図り必要があると認めるときは各々部下を派遣して水防団(消防団)の配置、警域、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の応援、指導を行なうものとする。

### 6 自衛隊の応援

知事は「災害派遣に関する山形県知事と陸上自衛隊第6師団長との協定書」に基づき自衛隊の出動を要請するものとする。

### 7 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。(河川法第22条の2関連)

1. 水防管理団体に対して、河川に関する情報(水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの画像、ヘリ巡視の画像)の提供
2. 重要水防箇所の水防管理者と水防団等による合同点検の実施
3. 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
4. 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
5. 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員(リエゾン)の派遣
6. 水防活動の記録(大臣管理区間及び知事管理区間における河川巡視等による状況記録)及び広報